

新島村農地利用最適化推進委員の公募について

1. 公募内容

人 数	4名
就 任 日	委嘱の日から2022年3月31日まで なお、就任にあたっては、新島村農業委員会総会の日に委嘱状が交付されます。
身 分	地方公務員法第3条第3項第1項に規定する特別職の地方公務員（非常勤）
主 な 職務内容	・農地利用の最適化に関する業務（農業委員と連携） （農地利用の集積・集約化の推進、耕作放棄地の発生防止と解消の推進、 農地中間管理事業の利用促進等） ・農業委員会総会、研修会等への出席
最適化推進 委員の担当 区域区分	本村・若郷・式根島
公募期間	2018年12月25日から2019年1月21日まで

2. 推薦を受ける者及び応募資格

農業に関する見識を有し、農地等の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、次の要件をすべて満たす者とします。

- (1) 新島村に住所を有する者を基本に、他地域に住所を有する者も妨げない
- (2) 新島村が設置する他の附属機関等の委員でない者
- (3) 新島村の職員でない者
- (4) 法令上農業委員会委員と兼職を禁止されている職にある者でないこと
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと

3. 推薦及び応募方法

(1) 推薦方法

- ① 村内の地区・全域からの推薦にあたっては、農業者等3名以上が連名し、当該農業者の代表者が文書をもって推薦するものとする。
- ② 団体等からの推薦にあたっては、当該団体・組織の代表者の文書をもって推薦するものとする。
- ③ 推薦する文書には、様式第1号又は様式第2号に次の事項を記載するものとする。
 - (ア) 3名以上の推薦をする者の住所、氏名、職業、年齢及び性別とし、うち1名を代表者とする。
 - (イ) 推薦をする者が法人又は団体である場合は、その名称、住所、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の人数、構成員たる資格その他の当該推薦をする者の性格明らかにする事項。
 - (ウ) 推薦を受ける者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の概況
 - (エ) 推薦を受ける者が農業者か否かの別、及び農業者にあつては認定農業者に該当するか否かの別
 - (オ) 推薦の理由

(2) 応募方法

- ① 募集に応募する者は、様式第3号に次の事項を記載するものとする。
 - (ア) 応募する者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の概況
 - (イ) 応募する者が農業者か否かの別、及び農業者にあつては認定農業者に該当するか否かの別
 - (ウ) 応募の理由

4. 応募用紙の配布

2019年1月7日(月)以降、新島村農業委員会事務局で申込書等を配布します。
(配布時間は、土日祝日を除く月曜日から金曜日の、午前8時30分から午後5時15分まで)
※応募用紙は、新島村ホームページからダウンロードも可。

5. 提出方法

推薦・応募様式に必要な事項を記入し、封入のうえ、封筒の表に「農地利用最適化推進委員
応募」と朱書きし、下記に持参又は郵送して下さい。

【提出先】 (2019年2月1日必着)

〒100-0402
東京都新島村本村1-1-1 新島村農業委員会

6. 選考方法

新島村農業委員等候補者評価委員会の意見の報告を受け、農地利用最適化推進委員候補者を決定する。選考結果は、応募者本人に通知する。